

九世紀前半の畿内国別当

鮎川 礼

はじめに

九世紀の畿内には国別当と称す官が置かれていた。国別当は畿内の他にも筑前国¹と武蔵国²にも見られるが、筑前国の例は、大宰府と統合・分立を繰り返す筑前国において、大宰府官人を分置し別当として筑前国の国務を担わせるために設置したものであり、また武蔵国の例は、武蔵国の御牧の管理を職掌とし、在庁官人クラスが任じられたものであった。一方で、畿内の国別当は、九世紀の畿内において公卿が補任されていることから、他地域のものと同様相が異なると考えられる。

また、畿内の国別当の事例として、史料上に「国別当」と明記されているものとして、天長三年（八二六）正月二八日の「山城国別当」（後掲史料g）と、寛平七年（八九五）の「五畿内諸国別当」³があげられる。ただし、両者は公卿が補任されているという点では共通するものの、前者が畿内一国を、後者が五畿内全体をそれぞれ対象とする点で相違がある。そのため、両者は異なるものとして検討する必要がある。本稿では、畿内一国を対象とする前者の国別当を扱う。なお、すでに先行研究が指摘しているように、畿内一国を対象とする国別当の事例としては、他にも河内国を対象とした天長三年五月三日の二つの官符が存在する（後掲a、d）。両官符とも河内国に関する奏上を行っ

ており、公卿が補任されている「別当」でもあることから、先行研究の指摘に従い、本稿においても畿内一国を対象とする国別当の史料として扱う。

では、国別当の先行研究について具体的に触れていきたい。まず、初めて畿内の国別当について言及したのは森田悌氏である⁴。森田氏は、国別当について畿内諸国を集中的に把握することを図ったと推定した。しかし、森田氏の見解は、検非違使を中心に扱う論考の中で触れているということもあり、渡辺直彦氏によってやや具象性に欠ける見解であるという批判が加えられている⁵。なお、渡辺氏は国別当について畿内の校班田との関連性を指摘している。

その後、畿内の国別当の研究を進展させたのが笠井純一氏である⁶。笠井氏は国別当を地方行政監察制度の変遷の中に位置づけ、延暦期と寛平期の問民苦使を結ぶ存在として検討し、畿内主要諸国において国守の上に置かれた、公卿が兼務する一国の最高行政責任者であるとした。また、その設置については弘仁一三年（八二二）以前にさかのぼり、少なくとも天長三年までは引き続いて設置されていたとする。さらに、笠井氏も校班田との関係を想定しており、弘仁一二年の班田にあたり、王臣家・富豪層の経済活動にはじめをかけ、校班田の任を付与された国司をバックアップすることを一目的として、従来の公卿国守制の延長線上に設置されたとの見解を示している。

しかし、この笠井氏の見解に対して安田政彦氏は、議政官が奏状を奉ることが珍しくないこと、弘仁一三年の良峯安世の上疏（後掲c）の検討等から、国別当を一定期間活動した官とみなし、国守の上位に位置する一国の最高行政責任者としての役割を認めることは困難であるとして批判を加えている。また、国別当の設置を公卿国守制の延長線上に位置づけることについても考え難いとしている。その上で、災害と水利に関わる役割を想定し、臨時的な官として、国司と協力して大規模な水利事業を推進するための監督官的役割を推測できると指摘している。

また、近年の研究としては市大樹氏のもの⁸⁾があげられる。市氏は、国別当が確実に存在した期間中に治水や校班田に関わる朝使が畿内に派遣されていないことに着目し、朝使に代わる新たな対応策として、公卿を国別当に任じて国務全般を監督する立場にあったと指摘する。さらに、国別当は基本的には在京しながら国務を檢校していたと想定し、災害の頻発化や王臣家・富豪層の動向に対応して、国司の部内支配を支援することも強く求められていたとしている。

以上が畿内の国別当の先行研究であるが、以下の疑問点から先行研究の見解には再検討の余地があると考ええる。

まず、国別当に任じられた公卿が在京しながら国務全般を監督していたという市氏の見解についてである。氏の見解は、元慶期の畿内班田において、朝使の派遣を行わずに在京する公卿が国司による班田業務を檢校するという方式から着想を得たものである⁹⁾。しかし、元慶期の畿内班田については、同じく元慶期に行われた官田の設置との関係がこれまでに指摘されている¹⁰⁾。この指摘に基づけば、班田業務の遂行が官田の設置と密接に関係するために、在京する公卿に国司の班田業務を檢校させるという方式を取る必要があったと考えることができ

る。そのため、この方式は元慶期特有のものとして理解するべきだろう。このような疑問点が氏の見解方法において存在するため、国別当に任じられた公卿が在京しながら国務全体を監督する立場であったという氏の見解は成立し難いと考ええる。

次に、笠井氏以降の先行研究が、国別当は国司の上級官であるという視点から検討を進めている点についても疑問がある。諸研究がそのような検討視角を用いているのは、山城国別当が山城国司を率いて天皇に献物を行っている事例（後掲g）に着目しているためである。また、この事例に基づき、国別当が国司を檢校・監督する立場であったという見解も示され、『性霊集』所収「大和州益田池碑銘并序」や弘仁一三年の良峯安世の上疏も国別当の史料として扱われ、国別当の設置時期が弘仁期から天長期に及ぶと論じられている。しかし、山城国別当に関する記載からは、国別当が相対的に国司より上位である以上のことは理解できず、そのため、諸研究が指摘するような檢校・監督を類推するほど強い上下関係を読み取ることは困難ではないだろうか。たしかに、他の国別当の事例である河内国別当の史料（後掲a、d）は、一国内の事象を対象としているため、国別当の活動が国司と無関係であったとは考えられないだろう。しかし、国別当が国司を檢校・監督する立場であったとするにはやはり不十分である。そのため、国別当が国司の上級官であるという視点とは異なる検討方法を用いるべきだろう。さらに、諸研究において国別当の史料とされている「大和州益田池碑銘并序」と天長三年の良峯安世の上疏（後掲c）の両史料は、右の疑問点を踏まえるならば国別当の史料から除外して検討する必要があるだろう。

以上の疑問点を踏まえ、本稿では、従来の研究で用いられてきた検討方法や視角とは異なる新たな検討方法として、国別当の活動を記す

天長三年の用水施設の修理・郡司任用・天皇遊獵の三つの史料を中心に、それぞれの事柄における政策・方針の中で国別当の活動を具体的に検討し、その役割を明らかにすることを目指したい。

一 河内国別当の検討

1 用水施設の修理と河内国別当

まず本節では、先行研究において畿内の校班田や水利事業との関係を想定する論拠として、中心的に扱われている用水施設の修理に関する河内国別当の活動を検討する。その活動を示す史料は次の a 天長三年五月三日官符である¹¹⁾。

(前略) 謹案¹²⁾太政官去天長三年五月三日符¹³⁾称、别当正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良峯朝臣安世奏状称、往年之間、堤防浸決、邑居漂没。良田久荒、農夫失業。方今堤防漸修、水門一定。地脉新分、百姓竟点。若是任¹⁴⁾意聽¹⁵⁾其耕作¹⁶⁾、富強專¹⁷⁾利、貧弱少¹⁸⁾得。望請、随¹⁹⁾得²⁰⁾地之數²¹⁾定²²⁾多少之法²³⁾、令²⁴⁾各修²⁵⁾理堤防²⁶⁾。假令給²⁷⁾一町之地²⁸⁾修²⁹⁾理一丈之堤³⁰⁾、不³¹⁾加³²⁾公勞³³⁾令³⁴⁾堤防全³⁵⁾之術也。若得³⁶⁾地之後不³⁷⁾事³⁸⁾堤防³⁹⁾、随⁴⁰⁾則還⁴¹⁾公者。中納言從三位兼行左兵衛督清原真人夏野宣、奉⁴²⁾勅、依⁴³⁾奏。(後略)

a は、土地を支給された耕作者がその面積に応じて堤防を修理することを規定した官符である。河内国を対象とした用水施設の修理策であるため、用水施設の修理策全体の中で a を位置付けて検討を行っていく。

まず、部内の用水施設の管理は任期中の国司の義務であり、国司交替の際は解由の対象となる事項でもあった¹²⁾。また、国司が用水施設を修理する際は、百姓を雑徭として使役し修理を行うと令条等に規定さ

れていた¹³⁾。

このような修理事業に従事する雑徭には公糧が支給される場合があった。雑徭への給糧について、吉野秋二氏によると、八世紀後半以後、用水施設の修理等に従事する雑徭への給糧が畿内・近国を中心に拡大し、公糧の財源である正税の運用に影響が出始めたため、九世紀以後の雑徭制の展開は、正税制に規制されるとの指摘がなされている¹⁴⁾。実際、弘仁期になると正倉・官舎・用水施設の修理不徹底や不適切な給糧により、正税や公糧の浪費が問題視され、公糧支給に制限がかかるようになる¹⁵⁾。

しかし、修理事業に伴う公糧支給を抑えることができなかったためか、弘仁一三年閏九月二〇日官符では、公糧支給対象とする徭丁を列挙した上で、支給額を「人別日米一升」と明確にし、その財源に正税を充てることを規定している¹⁶⁾。また、列挙された徭丁の中には「修理官舎正倉溝池堰堤等¹⁷⁾丁」が確認できる。吉野氏は、この徭丁が「臨¹⁸⁾事可¹⁹⁾処」事業に従事するものであるとした上で、本官符からは正税浪費の抑止、特に予算化できない「臨²⁰⁾事可²¹⁾処」の修理事業を抑制する意図を読み取ることができるとしている¹⁸⁾。

その後、天長期になると用水施設の修理に関する規定が大きく変化する。そのことを示すのが次の b 天長二年二月の官符である¹⁹⁾。

(前略) 被²²⁾太政官天長二年十二月廿一日符²³⁾称、左大臣宣、奉²⁴⁾勅、如²⁵⁾聞、諸国溝池破損者衆、修造之煩、毎年不²⁶⁾息。

宜²⁷⁾出²⁸⁾正税²⁹⁾令³⁰⁾充³¹⁾其料³²⁾。大国四万束、上国三万束、下国一万束。須³³⁾年中少破先³⁴⁾尽³⁵⁾用水之家³⁶⁾。若作物多³⁷⁾数、不³⁸⁾堪³⁹⁾修造⁴⁰⁾、支度勘録、先言後用。但先⁴¹⁾举之⁴²⁾国、依⁴³⁾件増減者。(後略)

すなわち、傍線部にあるように、国の等級ごとに正税を出挙し、修理料に充てることを規定したのである。そして吉野氏は、このような

独立財源の設定により、用水施設修造役は、雑徭から雇役に変化し、天長期を画期として雑徭制の機能は相対的に縮小するとされている。²⁰⁾

吉野氏が指摘するように、出挙による修理費用の独立財源を設定したことが、諸国の用水施設の修理策において重要な点であると考えられるだろう。そして、bの翌年には河内国の修理策であるaが出されているため、aの河内国別当の活動はbとの関係が想定される。そこで次に、bとの関係の中で河内国の用水施設の修理策を検討する。

まず、河内国の用水施設の修理策として注目されるのは、弘仁期の初めに、銭貨を出挙することで諸国に先駆けて修理費用の独立財源を

【表】河内国の洪水被害と修理事業

	元号	西暦	月	日	内容
①	天平勝宝二	七五〇	五	一九	伎人郷・茨田郡の堤が所々で決壊。
②	天平宝字六	七六二	四	八	狭山池の堤が決壊したことによる修理。
③	天平宝字六	七六二	六	二二	長瀬の堤が決壊したことによる修理。
④	宝亀元	七七〇	七	二二	志紀・渋川・茨田郡の堤を修理。
⑤	宝亀三	七七二	八	是月	長雨・大風により茨田郡の堤六箇所、渋川郡の堤一一箇所、志紀郡五箇所が決壊。
⑥	延暦三	七八四	閏九	一〇	茨田郡の一五箇所の堤が決壊したことによる修理。
⑦	延暦四	七八五	九	一〇	洪水が発生し、百姓たちが飢えているため、河内国に遣使をし、賑給を実施。
⑧	延暦四	七八五	一〇	二七	堤防三〇箇所が破損したことによる修理。

※出典はすべて『続日本紀』

設置していることである。²¹⁾河内国において、このような策が取られた背景には、河内国が洪水多発地域であるということが関係しているだろう。そのことを示すのが左の表である。この表は、河内国の洪水被害と修理事業の事例をまとめたものである。史料の制限から八世紀後半の事例のみではあるが、注目すべきは同一の郡において繰り返し被害が生じていることである。これらの郡は、洪水被害が発生しやすい地域であると考えられるため、九世紀においても多くの洪水被害が発生し、用水施設の修理頻度が変わらず高い地域であったと想定できる。そのため、河内国では諸国に先駆けた修理費用の設置が必要であったのだろう。

その後、bによつて出挙稲の修理費用が独立財源として設置されることになるが、河内国ではこのbの規定を遂行することが困難であった可能性がある。そのことを示唆するのが次のc弘仁一三年一二月の史料である。²²⁾

中納言従三位兼行春宮大夫左衛門督陸奥出羽按察使良岑朝臣安世上疏曰云々。又河内国、諸家庄園、往々而在、土人数少、京戸過多。伏望不_レ論_二京戸土人_一、營_二田一町_一者、出_二挙正税三十束_一云々。許_レ之。

つまり、良岑安世の上疏の内容によれば、河内国では京戸の者が多いため、土地面積に応じた独自の出挙方法を用いる必要があったのである。このことは、河内国では他国と同様の出挙方法の実施が困難であることを示しており、そのため、bの規定も遂行できなかった可能性が想定される。すなわち、天長期の河内国は用水施設の被害が多い地域であるにも関わらず、諸国と同様の出挙を用いた修理策では独立財源を設置できないという状況にあったと考えられる。

aの官符はこのような河内国の状況下において出されたのである。

そこで改めてaを確認すると、この官符は河内国別当の奏状を受けて、支給した土地の面積に応じた堤防の修理を規定したものであった。修理費用の側面から解釈すると、河内国側は土地を用意し耕作者に支給することで堤防の修理を委託することが可能になると理解することができると。つまり、aの官符によって従来の修理費用や出挙稲による費用の捻出を行わずとも、用水施設の修理が可能になるのである。

以上のことから、用水施設の修理に関する河内国別当の活動は、洪水等が多発する地域であるにも関わらず、出挙を用いた修理費用の捻出が困難であるという河内国の事情を受けて、土地の支給単位に応じた用水施設の修理規定を奏上したものであると考えられるだろう。

2 郡司任用と河内国別当

本節では、史料aと同日の官符である、次のd天長三年五月三日官符を中心に河内国別当の活動を検討する。²³⁾

太政官符

一 応_レ贖_二郡司罪_一事

右撰格所起請称、太政官天長三年五月三日下_二河内国_一符称、別当正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良峯朝臣安世奏状称、前年之間、水旱相仍、百姓凋瘵。或合門流移、或絶戸死亡。風俗由_レ厥長衰、郡吏以_レ之逃散。所以頃年以_二諸司主典_一任_二用郡司_一。至_レ有_二闕怠_一必加_二刑罰_一。雖_レ各抛_二時格_一以望_二爵級_一、而不_レ忍_二彼恥_一、遂致_二逃遁_一。凡決_二罰郡司_一、法家不_レ聽、格式無_レ有。伏請、主典以上被_レ補_二郡司_一、若有_二罪過_一、依_レ法令_レ贖。然則不_レ去_二其職_一、必致_二經遠之凶_一。但自余郡司不_レ改_二前例_一者。中納言從三位兼行左兵衛督清原真人夏野宣、奉_レ勅、依_レ奏者。(後

略)

この官符は、河内国の郡司に補任される諸司主典に罪科がある場合は贖罪に処して郡司に留まらせることを規定した官符であり、河内国の郡司任用策と捉えられる。そこで、前節と同じく、諸国の郡司任用方針を考察した上で、dの官符と比較し検討を行う。

諸国の郡司任用策として天長期の直前に出されたものは、次のe弘仁一三年一二月の太政官奏である。²⁴⁾

太政官謹奏

郡司初擬三年後乃預_二銓例_一事

右中納言從三位兼行春宮大夫左衛門督陸奥出羽按察使良峯朝臣安世解称、謹案_二太政官去弘仁三年八月五日符_一称、自今以後、銓_二擬郡司_一、一依_二国定_一。若選非_二其人_一政績无_レ驗、則署帳之官咸解_二見任_一。永不_二叙用_一、以懲_二将来_一者。知_レ人之難古人猶病、吏非_二其人_一何無_二謬擧_一。若抛_二行此格_一自陷_二刑罰_一、若懼_レ罪不_レ選徒失_二人功_一。望請、先申_二初擬_一歷_二試雜務_一、待_レ可_レ底_レ績、銓擬言上。仍於_二所司_一計_二会功過_一、始預_二見任_一。然則国宰免_二濫選之責_一、郡司絶_二僥倖之望_一。但先尽_二譜第_一後及_二芸業_一、依_二前詔_一者、政無_二膠柱_一、事有_二沿革_一。觀_レ物裁成、守_レ株不_レ可。臣等商量、所_レ申合_レ宜。伏聽_二天裁_一、謹以申聞、謹奏。聞。

弘仁十三年十二月十八日

弘仁三年の官符以降、郡司任用は「一依_二国定_一」ることとなった(傍線①)が、不適任者を選出した場合に国司の責任となることが問題視されたため、三年間の試用期間を経た上で郡司に任用することを規定(傍線②)し、そして任用される者は、「前詔」に従い、まず「譜第」から選び、次に「芸業」から選ぶ(傍線③)としたのがeの内容である。また、このeの官奏が出される背景には、延暦期におけ

る郡司任用方針の転換が関係している。

八世紀の郡司任用は代々郡司を輩出する家系である「譜第」を基準として任用する方針であった。⁽²⁵⁾しかし、その方針が延暦一七、一八年に大きく転換することになる。⁽²⁶⁾これにより長く中央に出仕している者から「芸業」を基準として、式部省銓擬をもって任用する方針が取られるようになった。本来の郡司任用では、国擬を受けて式部省銓擬を行うという手続きが七世紀半ばから一一世紀まで変化していないとされていることから、この延暦期の郡司任用方針は中央側の意向が強く働くものであったと考えられる。

この延暦期の方針が改められるのが弘仁期である。弘仁二年の詔によって、「譜第」を基準とした任用方針に復し、弘仁三年の官符により、国擬に基づいた任用手続きを行うことが規定されたのである。⁽²⁷⁾

そして、弘仁二年の詔と弘仁三年の官符をそれぞれ「前詔」、「弘仁三年八月五日符」と引用する史料^eにより、国司が郡司の定員に関係なく擬任郡司を複数設置することが可能になり、⁽²⁸⁾擬任郡司のポストは地方の有力者層全体の受け皿として機能するようになる⁽²⁹⁾と評価がなされている。⁽³⁰⁾

以上を踏まえると、天長期に至るまでに、諸国を対象とした郡司任用策により、郡司の定員を増加させ、「譜第」を基準として多くの者を任用するという方針が確立していたと言える。

では、諸国の郡司任用方針に対してdの河内国の郡司任用方針はどのように理解できるのであろうか。ここで注目されるのが次のf天長二年閏七月の官符である。⁽³¹⁾

太政官符

応_下諸郡司病損之後不_レ預_二他色_一依_レ旧復任及還本_上事

右得_二式部省解_一称、檢_二案内_一、太政官去弘仁八年正月廿四日符

称、今月廿三日下_二五畿内諸国_一符称、右大臣奏状称、依_二太政官去延暦十八年四月廿八日符_一五国郡司一居_二内考_一率由、近接_二都下_一驅策殊甚。准_二於外国_一不_レ可_レ同日。今件人等未_二出身_一前競如_レ林。既得_レ考後好称_二詐病_一。非_二齊闕_一棄郡務_一、誠是欺_二犯朝章_一。伏望、自今以後有_二斯類_一者、中納言正三位兼行民部卿藤原朝臣葛野麻呂宣、奉_レ勅、依_レ奏者。然則詐病還_レ本、格意明白、実病得_レ痊処置未_レ的。又貪濁有_レ状無_レ故不_レ上、省例還本在即無_レ疑。但或服解後不_レ堪_二復任_一、或雖_レ居_レ職不_レ堪_二時務_一。如_レ此解任、理在_レ難_レ仰。然而人情詭濫、真偽_レ巨_レ信。推_二尋事迹_一非_レ無_二疑涉_一。概由_レ叨_二内考之榮_一、還足_レ致_二濫偽之源_一。如聞、件郡司等遁_レ職之日、巧称_二病患_一、解却之後仍称_二病痊_一。規_二去本職_一求_レ入_二他選_一、仍勘_二格出之後解却之人_一七十二人。望請、実病之人者、国司研_レ実每_レ得_二痊癒_一更用復任。不_レ堪_二釐務_一者、省家閱_レ帳為_レ欺_二朝章_一、將_レ從_二還本_一。其実病得_レ痊待_レ闕之間、從_二於抑退_一不_レ預_二他考_一。然則人皆懲慎姦迹自絶。謹請_二官裁_一者。左大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

天長二年閏七月廿六日

従来の研究では、fはdとともに畿内における郡司職忌避の事例として評価されている。⁽³²⁾ただ、これまでの考察を受けて郡司任用策としてfとdを検討すると、fは傍線部にあるように、病気を理由に郡司を辞した者を治癒の後に再び任用することを規定したものであると理解でき、dは罪科のある諸司主典を贖罪に処して郡司に任用するものと理解できる。

諸国の郡司任用方針が「譜第」を基準として多くの者を任用するとしていたのに対して、畿内、河内国は諸国と同じ方針を取ることができず、状況ではなかった。特に河内国の場合は、前掲の表で分析したよ

うに洪水等が多発する地域であったと考えられ、dにあるような洪水・干ばつを理由とした郡司の逃散が実態として存在し、諸国の方針に基づいた任用ができなかったのであろう。そこで、代替策として諸司主典から郡司を任用するという河内国独自の方針が確立されるものとなった。しかし、その者たちの中には罪科のある者もあり、郡司を任用したい河内国の事情に反して、任用に支障をきたしかねない状況が生じていた。そのため、河内国別当の奏状に基づきdの天長三年の官符が発出されたと考えられるのである。つまり、郡司任用に関する河内国別当の活動は、諸司主典を郡司に任用するという河内国の独自の方針に基づいて、安定的に郡司任用を進めていくために奏上を行ったと言えるだろう。

本章では二節にわたり河内国別当の活動を検討してきた。本章の検討を通して、国別当が国司を檢校・監督している様子は確認できないことから、やはり先行研究の指摘は考え難いと言えるだろう。

二 山城国別当の検討

1 畿内国別当の性格

前章では、史料a、dを中心に河内国別当の検討を行ったが、本章では山城国別当の検討を行う。ただし、検討に入る前に畿内の国別当の性格をまずは考察したい。その理由としては、山城国別当の活動を記す史料（後掲g）は、河内国別当の史料に比べて簡潔な体裁であるため、どのように検討を進めるべきかという分析視角を得る必要があると考えるためである。そこで本節では、畿内の国別当の性格を考察するにあたり、延暦寺俗別当を参照し考察を行う。その理由としては以下の点があげられる。

まず、国別当の活動期と同じ九世紀前半の弘仁一四年に延暦寺俗別当が設置されている点である。³³延暦寺俗別当の設置は、弘仁九年に最澄が俗別当の設置を要請したことに始まる。³⁴その要請とは、治部省・玄蕃寮・僧綱の三司が寺院・僧尼を統轄するという体制からの独立を求めたものであり、大乘戒壇独立運動の一環として理解されている。³⁵

次に、東寺俗別当との関係についてである。九世紀前半には、延暦寺俗別当以外にも他寺院の俗別当の活動が見られ、東寺俗別当もその一つであった。主に寺院の造作を担う活動をしていた東寺俗別当は、承和期になると延暦寺俗別当に準えて新たに生まれ変わることになる。³⁶このことから、延暦寺俗別当は同時期に活動している他寺院の俗別当が規範とし得る存在であったということが窺えるのである。

また、最も直接的な理由として、補任されている公卿から畿内の国別当との関係性が窺える点である。延暦寺俗別当が弘仁一四年のタイミングで設置されることになった背景には、前年の四賢臣による嵯峨天皇への奏上による³⁷ところがある。四賢臣とは、藤原冬嗣・良峯安世・藤原三守・伴国道のことであり、天長三年に河内国別当を務めている安世が含まれることに注目される。また、四賢臣はその後延暦寺俗別当に補任され、安世も天長二年に延暦寺俗別当を務めているとされている。³⁸つまり、国別当の活動を確認できる天長期に、国別当と共通する公卿が補任されているのである。また、延暦寺俗別当は、最澄の発案によって創置された延暦寺という一寺院に関わる官ではあるが、弘仁一四年に太政官符をもって設置されていることから官制に基づくものとも考えられるため、国別当を考察する上で比較可能な官であるとも言えるだろう。³⁹

以上の点から、畿内の国別当の性格を考察する上で延暦寺俗別当を参照することが有効であると考えられるため、引き続き考察を進めて

いく。

延暦寺俗別当の機能については、佐藤全敏氏が重要な指摘をされている⁽⁴⁾。氏は、成立期の延暦寺俗別当は、得度、授戒、御齋会聴衆・安居講師の簡定、天皇・寺家間での随時の政務を、三司を経ることなく担当し、太政官とは別に寺家と天皇を恒常的に結びつける機能を果たしていたとされている。氏の見解で特に注目されるのは、延暦寺俗別当が寺家と天皇と結びつけるという指摘である。

別当と天皇の関係性は、畿内の国別当の史料からも確認できる。前章で扱った史料 a、d の官符は河内国別当の奏状を受けて発出されたものである。奏状とは天皇への上申文書であることから、この時、河内国別当は天皇に対して河内国内の諸事を直接上申しているということになり、この点に国別当と天皇の関係性を見出すことができるのである。

ただし、河内国内の諸事を上申するのであれば、国司らによる河内国解による対応も可能であったはずである。そのため、国別当の奏状が国解に代わるものであるのかを検討する必要があるだろう。そこで、天長期の河内国解の事例を調べると、河内国解を受けて発出した太政官符として、畿内国司の作田停止と事力の支給を規定した天長二年閏七月官符を確認することができる⁽⁴⁾。このことから、国別当の活動期である天長期に国解が機能しているということが言え、国解とは異なる上申方法として国別当が奏状を行っていたということがわかる。すなわち、奏状をもって天皇に上申することが畿内の国別当の特徴であると同解できるだろう。

以上の佐藤氏の見解と、国別当が奏状を用いて上申していたことを踏まえると、畿内の国別当の性格とは、天皇と畿内の諸事を直接結びつけることであると言えるだろう。

2 天皇遊獵と山城国別当

本節では、前節で検討した畿内国別当の性格を視角とし、山城国別当の活動を検討する。山城国別当の活動が見られるのは次の天長三年正月の史料 g である⁽⁴⁾。

幸^三芹川野^一遊獵。從四位下源朝臣信為^三侍從^一。山城国別当中納言從三位清原真人夏野率^三国司^一聊獻^レ物。賜^三群臣及国司判官以上衣被^一。

芹川野での天皇遊獵において、山城国別当は山城国司を率いて天皇に献物を行っている。この史料を畿内国別当の性格から解釈すれば、山城国別当が天皇と国司を結びつけて献物（奉獻）を行っていると同解することができるだろう。では、この天皇遊獵における山城国別当の活動にはどのような意味があるのだろうか。

この時の遊獵先となっている芹川野は、平安京遷都後に新たに設置された遊獵地であり、嵯峨朝での遊獵回数が増え、その後の淳和・仁明朝においても複数回遊獵しているため、王権にとって重要な遊獵地であったとされている⁽⁴⁾。では、この時の遊獵地が芹川野であることが、山城国別当の活動と関係するのだろうか。g を収録する『類史』の天皇遊獵の項には、g 以外にも多くの天皇遊獵の事例が収録されており、それらによると、山城国別当を介さずとも、山城国司の奉獻が行われており、芹川野以外の遊獵地においても同じく山城国司の奉獻が行われていることを確認できる。

また、次の『日本三代実録』仁和二年（八八六）一二月一四日条の芹川野への行幸においても山城国司の奉獻が記載されている。

行^三幸芹川野^一。寅二剋、鸞駕出^三建礼門^一、到^三門前^一駐蹕。勅賜^三皇子源朝臣諱（朱雀太政天皇）帶劍^一。是日、勅、參議已上着^三摺布衫行騰^一、別勅^三皇子源朝臣諱、散位正五位下藤原朝

臣時平二人^一、令^レ着^二摺衫行騰^一焉。辰一剋至^二野口^一、放^二鷹^一、拂^二擊野禽^一。山城国司献^レ物、并設^二酒禮^一、飲^二獵徒^一。日暮、乘輿幸^二左衛門佐從五位上藤原朝臣高経別野^一、奉^レ進^二夕膳^一、高経献^レ物。賜^二從^レ行親王公卿侍從及山城国司等祿^一、各有^レ差。夜鸞輿還宮。

この史料については、仁明朝以前の天皇遊獵の基本形態を踏まえて整備した集大成との指摘がなされている。⁽⁴⁴⁾ この指摘を参考にすると、山城国司の奉献は天皇遊獵において必ず行われる事項であったと言えることができるだろう。

さらに、天皇遊獵は光孝から醍醐朝において、狩獵を全目的として実施する野行幸として成立するとされている。⁽⁴⁵⁾ 野行幸の形態を詳細に記す『新儀式』野行幸事を見ると、野行幸においても山城国司の奉献を行っていることが確認できる。⁽⁴⁶⁾

以上のことから、山城国司の奉献は遊獵地に関係なく行われると言えるだろう。つまり、天皇遊獵において山城国司の奉献が行われるのは、特別なことではないと考えられる。そのため、山城国別当の活動は遊獵地という視点からではなく、山城国司の奉献に着目して検討する必要があるだろう。

では、そもそも天皇遊獵において実施される山城国司の奉献とはどのような意味があるものなのだろうか。仁藤敦史氏によると、狩獵における国司の奉献は、在地首長が天皇に対して直接御贄を献上する服属儀礼の系譜を引くものであり、⁽⁴⁷⁾ また、仁藤智子氏は、国司らによる天皇遊獵などでの奉献は、奈良時代から行われてきた在地社会からの収奪に過ぎないと指摘されている。⁽⁴⁸⁾ 天皇遊獵の際に、天皇への山城国司の奉献がほぼ必ず行われているという背景には、両氏が指摘するところがあると考えられる。

そうであるならば、服属儀礼の系譜を引く国司の奉献により、すでに天皇と山城国司は結びついているはずであり、なぜgにあるように、天長三年に至り山城国別当が両者の間に入るのかという疑問が生じる。疑問の解決のために想定されることとしては、gが他の天皇遊獵に対して特別なものであったという可能性である。

そこで、この時期の天皇遊獵の事例を確認すると、史料gが淳和朝で初めて確認できる事例であることに注目される。つまり、淳和天皇即位後初の天皇遊獵である可能性が想定できるのである。しかし、淳和天皇の即位は弘仁一四年四月であり、⁽⁴⁹⁾ その間に二年半以上の期間が存在するため、この想定を即断することは危険である。gの天皇遊獵が淳和天皇即位後初の天皇遊獵であるというためには、この期間に天皇遊獵が行われていないことを示す必要があるだろう。そこで注目されるのが『要略』所収の次の史料hである。⁽⁵⁰⁾

天長二年二月四日宣旨云、一聽^三鷹飼官人着^二摺衣^一事。右左大臣宣、奉^レ勅、諸衛府鷹飼官人、行幸之時、執^レ鷹供奉、聽^レ着^二摺衣^一。

hは、天長二年に鷹飼官人が摺衣を着用することを許可した史料である。このhの内容とgの天皇遊獵との関係を理解するには「鷹飼官人」と「摺衣」について検討する必要があるだろう。

まず鷹飼官人についてであるが、職員令によると天皇遊獵などの鷹狩に用いる鷹や犬は、兵部省被官の主鷹司がその調教を掌るとされ、主鷹司の下には鷹戸が配されていた。⁽⁵¹⁾ その鷹戸は古記や釈記などによると品部・雑戸制の系譜を引くものであると窺えることから、鷹戸が鷹の調教に関わっていたことが想定される。しかし、その後、延暦一〇年になると鷹戸は停止することとなる。⁽⁵²⁾ ただ、桓武朝や嵯峨朝では頻繁に天皇遊獵が行われていることから、鷹戸に替わって調教を担う

存在が必要であったと考えられる。

この点に関しては、『三代実録』元慶七年七月五日条に、「弘仁十一年以来、主鷹司鷹飼三十人、犬三十牙食料、毎月充^二彼司^一」とあることから、弘仁十一年には主鷹司の下に鷹飼官人が配されていたと考えられる。そのため、先行研究では史料hを踏まえて、延暦一〇年の鷹戸の停止後、諸衛府の鷹飼官人が替わって主鷹司の下に配されたと指摘されている⁵³。とすると、hに見られる諸衛府の鷹飼官人は、gの天皇遊獵の際にも関わっていたことが想定されるだろう。

続いて、摺衣についてである。鷹狩における摺衣については儀式書に記載が見られる。先に触れた『新儀式』野行幸事には「仰^二檢非違使^一聽^下親王公卿被^レ点^二鵠飼鷹飼^一之輩行幸日著^中摺衣上。」とある。つまり、親王公卿のうち実際に鷹狩に参加する者は、行幸当日に摺衣を着用することが許されており、少なくとも『新儀式』が成立した一〇世紀後半段階においては、摺衣は鷹狩参加者が着用する衣服という認識がなされていたと考えられる⁵⁴。また、『西宮記』野行幸には、「仁和年中芹川行幸之日、王卿皆着^二摺衣^一。」とある。『新儀式』では鷹狩に参加する親王公卿に限り摺衣を着用していたが、『西宮記』の記す九世紀後半の仁和期ではすべての王卿が着用対象であったということになる。以上の儀式書に記される鷹狩における摺衣の着用規定から、鷹狩の参加者は基本的に摺衣を着用する必要があったと考えられる。つまり、儀式としての鷹狩に参加するにあたり、摺衣は適切な服装という認識がなされていたのである。

以上の検討を踏まえると、史料hは、鷹飼官人に摺衣の着用を許可することで、鷹狩である天皇遊獵を儀式化しようとしていると理解できるのではないだろうか。鷹狩の儀式化については、弓野正武氏による、九世紀前半の天皇遊獵が頻繁に行われるうちに、嵯峨天皇は鷹狩

の儀式化を進め、天長・承和期頃になるとその方式が完成するとの見解がある⁵⁵。弓野氏の見解を参考にすると、hは鷹狩を一段階儀式化させる規定であり、この段階を経た上で、gの淳和天皇即位後初の天皇遊獵を実施するに至ったと想定できるのではないだろうか。

この想定を補強する事例として史料hが出された後に、嵯峨太上天皇の天皇讓位後初の太上天皇遊獵として交野へ遊獵していることがあげられる⁵⁶。このことから、天長二年にhの鷹飼官人への摺衣着用許可という儀式化の段階を経るまで、天皇・太上天皇の遊獵は行われていなかったと言えるだろう。よって、gの天長三年正月の天皇遊獵が、淳和天皇即位後初の天皇遊獵と判断できるのである。

そして、淳和天皇即位後初の天皇遊獵であるということが、山城国別当の活動の背景にあるということも言えるだろう。つまり、新たに即位した天皇と、天皇遊獵における必須事項の山城国司の奉獻を結びつけるために、山城国別当の清原夏野が山城国司を率いて奉獻したと考えられるのである。

以上、畿内国別当について、河内国別当と山城国別当それぞれの活動を具体的に検討してきた。そして、その活動は天皇と畿内の諸事を直接結びつけるという性格の中で理解できることを論じることができた。最後に、畿内国別当の役割とその成立についても触れて本稿を終えたい。

おわりに

ここまで、畿内の国別当の活動を記す天長三年の用水施設の修理・郡司任用・天皇遊獵の史料を中心に、それぞれの事柄の中で国別当の活動を検討してきた。その結果をまとめると次の通りである。

まず、用水施設の修理および郡司任用の史料からは、河内国別当がそれぞれの事柄に関する諸国の方針・政策に対する河内国の事情を受けて、奏状を用いた政策提言という活動を行っていたことを指摘することができた。

また、河内国別当の奏状を用いた活動と合わせて、延暦寺俗別当の機能を参照し、畿内の国別当の性格を検討すると、国別当は天皇と畿内の諸事を直接結びつけるという性格を有していると言うことができる。

そして、この畿内の国別当の性格を視角として、天皇遊獵の史料を検討すると、山城国別当が淳和天皇即位後初の天皇遊獵において、新天皇と山城国司の奉獻を結びつけるという活動を行っていたということが考えられるのである。

以上の河内国別当と山城国別当の活動の検討を通して、畿内の国別当の活動は天皇と畿内の諸事を結びつける性格の中で理解できることを示すことができた。そこで最後に、国別当の役割を検討し、また成立についても触れて本稿を終えたい。

畿内の国別当の役割を検討するにあたり、改めて河内国別当と山城国別当の活動を確認したい。まず、河内国別当の活動は、天皇への奏状を用いて畿内の諸事を上申し政策提言を行うものであった。当該期には国解も機能していることから、国司が上申すべき事案と天皇に直接奏上すべき事案を選別している可能性が考えられる。このような活動は、先行研究で指摘されているような地方監察官のような活動に類似している。一方で、注目するべきは、山城国別当の活動である。山城国別当は、新天皇と山城国司の間を取りなす活動をしている。この活動は、地方監察のような活動ではない。また、天皇遊獵において、国別当に国司との関係をつなげてもらうことは、新たな服

属関係の構築に寄与することから、新天皇側にもメリットがあると言えるだろう。つまり、国別当は畿内側からのみではなく、天皇側から畿内と結びつけることも可能であったのである。この点が、多くの史料上に見られる地方監察官などとは異なる点であろう。すなわち、九世紀前半における畿内の国別当の役割とは、天皇と畿内を双方向的に直接取り次ぐ窓口となることであると言えるだろう。

そして、畿内の国別当の成立を考察するにあたり、この国別当の役割が手掛かりになると考えられる。先に結論を述べると、国別当の成立は淳和朝という幅の中で想定したい。その理由としては、国別当によって畿内と結びつこうとしている天皇が淳和天皇個人としての意味合いが強い点に注目できるためである。特に史料gでは、淳和天皇即位後初の天皇遊獵というのが山城国別当の活動を必要とする理由であった。このことから、淳和朝を成立期とする想定が可能であろう。

また、国別当の史料が確認できる時期についても注目される。本稿では、天長三年の国別当の史料を中心に検討してきたが、先述したように先行研究では、史料cも国別当の史料とされている⁵⁷。その理由は、天長三年に河内国別当を務めている良峯安世が弘仁一三年に河内国の出挙方法について上疏しているためである。そのため、国別当の活動期を弘仁期から天長期と想定されている。しかし、cは嵯峨朝の間の史料である。もし国別当の活動期を淳和朝の間としてよいのならば、cは国別当の史料から除外することができ、安田氏が指摘するように「別当」の肩書がないことも説明がつく⁵⁸。

畿内の国別当の成立について、このように理解することが許されるのであれば、その成立は淳和朝の間と想定をすることが可能であろう。ただし、この想定については、淳和朝の政治体制などとも合わせて検討する必要があるため、あくまでも問題提起としての想定に留め

ておきたい。

以上、九世紀前半における畿内の国別当の役割を検討してきた。これまで研究では、国別当は国司の上級官として位置付けられ、地方監察官のような役割を持つと理解されていた。それに対して、本研究では国司との関係ではなく、天長三年の用水施設の修理・郡司任用・天皇遊獵の史料を中心に、それぞれの事柄における国別当の活動を検討することで、国別当は天皇と畿内を双方向的に直接取り次ぐ窓口としての役割があることを明らかにした。本研究により、九世紀の畿内において地方監察以外を目的とする官の存在を指摘することができ、また、畿内の地方支配を検討する上でも、新たな視座を提示することができたと考える。

畿内の国別当の成立に関する具体的な検討等々、紙幅の関係で論じきれなかったことも多々あるが、さらなる考察については今後の課題として別稿に譲りたい。

注

- (1) 『類聚三代格』大同三年(八〇八)五月一六日官符。
- (2) 『延喜式』左右馬寮式牧監条。
- (3) 『公卿補任』寛平七年条に、大納言正三位源能有が補任されている官職として記載。
- (4) 森田悌「検非違使について」、同「律令官司制度の展開と変質」(ともに『日本古代官司制度史序説』一九六七)。
- (5) 渡辺直彦「一九六七年度の歴史学界 日本(古代) 五」(『史学雑誌』七七―五、一九六八)。
- (6) 笠井純一「天長・承和期における地方行政監察について」(井上薫教授還暦記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻、吉川弘文館、一九八〇)。
- (7) 安田政彦「国別当をめぐって」(『続日本紀研究』三一五、一九九八)。
- (8) 市大樹「弘仁・天長の畿内国別当」(『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七。初出二〇〇四)。

- (9) 『日本三代実録』元慶三年(八七九)二月八日条。
- (10) 大塚徳郎「元慶三年設置の官田について」(『平安初期政治史研究』吉川弘文館、一九六九。初出一九六〇)。ただし、班田と官田の関係を詳細に扱っているのは初出論文の同「元慶三年設置の官田について」(『東北大学教養部文科紀要』第六集、一九六〇)である。村井康彦「元慶官田の史的意義」(『古代国家解体過程の研究』岩波書店、一九六九。初出一九六三)。佐藤宗諱「平安初期政治の崩壊過程―藤原冬緒とその時代―」(『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七)。
- (11) 『三代格』元慶三年七月九日官符所収。
- (12) 『弘仁交替式』延暦一九年(八〇〇)九月一六日官符。
- (13) 『三代格』弘仁八年二月二五日官符では、溝池を修理する際は「民徭」を用いることとしている。宮内省近大水条や雑令取水溉田条、『令集解』雑令取水溉田条逸文である『政事要略』交替雑事(溝池堰堤)から考察するに「民徭」とは雑徭を指すと考えられる。
- (14) 吉野秋二「雑徭制の構造と展開」(『日本史研究』四八七、二〇〇三)。
- (15) 『三代格』弘仁二年九月二四日官符。『同』弘仁一年七月一日官符。
- (16) 『三代格』弘仁十三年閏九月二〇日官符。
- (17) 当該箇所の校訂については、吉野氏註14論文を参照しており、「丁」の箇所を「事」より改めている。
- (18) 吉野氏註14論文。
- (19) 『貞観交替式』天長三年七月一五日官符所収。
- (20) 吉野氏註14論文。
- (21) 『日本後紀』弘仁二年四月一日条。『同』弘仁三年四月一日条。
- (22) 『類聚国史』卷八三政理五(正税)弘仁十三年二月二八日条。
- (23) 『三代格』貞観一〇年(八六八)六月二八日官符所収。
- (24) 『三代格』弘仁十三年二月一八日官奏。
- (25) 『統紀』天平七年(七三五)五月二一日条。
- (26) 『類史』卷一九(国造)延暦一七年三月一六日条。『後紀』延暦一八年五月二七日条。
- (27) 早川庄八「選任命・選叙令と郡領の「試練」」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六。初出一九八四)。森公章「評司の任用方法について」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇。初出一九九六)。磐下徹「擬郡司帳管見―郡司任用日程の変遷―」、同「郡司読奏考―郡司と天皇―」(ともに初出二〇〇七)、同「郡司任用制度の考察―郡司・郡司層と天皇―」(初出二〇一三)。磐下氏の論文は、すべて『日本古代の郡司と天皇』(吉川

- 弘文館、二〇一六)に収録。
- (28) 『三代格』弘仁二年二月二〇日詔。『同』弘仁三年八月五日官符。
- (29) 米田雄介「擬任郡司制の成立と展開」(『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六。初出一九六九)。同『郡司と天皇―地方豪族と古代国家―』(吉川弘文館、二〇二二)。
- (30) 磐下氏註27二〇一三年初出論文。
- (31) 『三代格』天長二年閏七月二六日官符。
- (32) 森公章「九世紀の郡司とその動向」(森氏前掲註27書)、磐下氏註27二〇一三年初出論文。
- (33) 『東宝記』所収「東寺俗別当初例」は弘仁一四年二月二六日、『天台座主記』と『叡岳要記』は三月三日に設置と記載。
- (34) 『山家学生式』に収録される『観獎天台宗年分学生式』弘仁九年八月二七日の中で「凡此天台宗院、差俗別当兩人、結番令加檢校。兼令禁盜賊酒女等、住持弘法、守護国家。」とある。
- (35) 所京子「俗別当の成立―とくに、官人俗別当について―」(『平安期「所・後院・俗別当」の研究』勉誠出版、二〇〇四。初出一九六八)。佐藤全敏「平安時代の寺院と俗別当」(『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八)。岡野浩二「天台・真言・南都寺院の監督」(『平安時代の国家と寺院』塙書房、二〇〇九。初出一九八五)。
- (36) 『東宝記』東寺俗別当初例所収、承和五年(八三八)九月の「請令東寺俗別当檢校真言雜事」の中に、「真言宗得度・講読・修法等雜事、准延曆寺之例、令東寺俗別当同加檢校」と記載。また、同じく東寺俗別当初例所収、承和六年四月一日に治部省へ下した官符には、「令東寺俗別当檢校真言宗之事、件宗得度及任諸国講読師等諸事、令當時伝法阿闍梨承宗柄者商量簡定。而後拳申別当、其処置之事、准延曆寺俗別当」と記載。
- (37) 『叡山大師伝』に記載。
- (38) 良峯安世の延曆寺俗別当就任については、佐藤全敏氏が『伝述一心戒文』巻中の記載を検討し、天長二年に就任とされている(佐藤全敏氏前掲註35論文)。
- (39) 『東寺俗別当初例』所収承和五年九月の「請令東寺俗別当檢校真言雜事」には、「太政官去弘仁十四年二月二十六日置比叡山寺別当符」と記載。
- (40) 佐藤全敏氏註35論文。
- (41) 『類聚三代格』天長二年閏七月二二日官符。
- (42) 『類史』巻三三帝王二二(天皇遊獵)天長三年正月二八日条。
- (43) 山中章「平安京と遊獵」(広瀬和雄、山中章、吉川真司編『講座 畿内の古代学 第三巻 王宮と王都』雄山閣、二〇二〇)、同「平安京の禁苑と遊獵」(公益財団法人古代学協会『平安京と嵯峨』二〇二二)、同「桓武天皇の遊獵地と禁苑・禁苑の形成」(『三重大史学』二二、二〇二二)。
- (44) 秋吉正博「養鷹の統合と天皇」(『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、二〇〇四)。
- (45) 榎村寛之「王権儀礼としての天皇遊獵」(『律令天皇制祭祀と古代王権』塙書房、二〇二〇)。
- (46) 「山城国并近辺所司献物」と記載。
- (47) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(黛弘道『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇)、同「古代国家における都城と行幸―「動く王」から「動かない王」への変質―」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八。初出一九九〇)。
- (48) 仁藤智子「古代行幸の変遷」(『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (49) 『日本紀略』弘仁一四年四月一六日条。
- (50) 『要略』糾弾雜事(男女衣服并資用雜物)。
- (51) 『令集解』職員令主鷹司。
- (52) 『統紀』延曆一〇年七月二七日条。
- (53) 新井喜久夫「品部雜戸制の解体過程」(弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻、吉川弘文館、一九七八)。秋吉氏註45論文。
- (54) 『新儀式』の成立は応和三年(九六三)以前とする榎村氏の見解に従う(榎村氏註46論文)。
- (55) 弓野正武「平安時代の鷹狩について」(『民衆史研究』一六、一九七八)。
- (56) 『類史』巻三三帝王二二(太政天皇遊獵)天長二年一〇月一〇日条。
- (57) 笠井氏註6論文。市氏註8論文。
- (58) 安田氏註7論文。

(本学大学院博士後期課程)

